

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 26 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康サポート薬局  
に係る研修実施要綱の実施方法について」の廃止について

平素より、薬務行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束するまでの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一環として、「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康サポート薬局に係る研修実施要綱の実施方法について」（令和 2 年 9 月 1 日付け事務連絡。以下「令和 2 年事務連絡」という。）において、技能習得型研修の講義及び演習について、情報通信機器を用いた方法により実施しても差し支えないこと等をお知らせしたところでした。

今般、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱の一部改正について」（令和 6 年 3 月 26 日付け医薬発 0326 第 3 号通知）により、当該実施要綱の一部が改正され、情報通信機器を用いた技能習得型研修の実施方法が示され、令和 6 年 4 月 1 日から適用されることとなったことに伴い、同日付けで令和 2 年事務連絡を廃止することとしたので、御了知願います。